

令和5年12月12日招集

令和5年

第8回若桜町議会定例会会議録

(令和5年12月15日)

若桜町議会事務局

## 令和5年第8回若桜町議会定例会（第3号）

招集年月日	令和5年12月15日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午前10時00分			
応 招 議 員	1 番	谷 口 貴	6 番	山 本 晴 隆
	2 番	森 田 二 郎	7 番	川 上 守
	3 番	梶 原 明	8 番	中 尾 理 明
	4 番	山 本 安 雄	9 番	小 林 誠
	5 番		10 番	山 根 政 彦
不応招議員				
出 席 議 員	1 番	谷 口 貴	6 番	山 本 晴 隆
	2 番	森 田 二 郎	7 番	川 上 守
	3 番	梶 原 明	8 番	中 尾 理 明
	4 番	山 本 安 雄	9 番	小 林 誠
	5 番		10 番	山 根 政 彦
欠 席 議 員				
地方自治法第 121条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町 長	上川 元張	教 育 長	盛田 恭司
	副 町 長	川戸 伸二	教育委員会次長	小林 貴之
	総 務 課 長	山口由企夫	町 民 課 長	川戸 康之
	企画政策課長	谷本 剛	福祉保健課長	藤原 祐二
	会 計 管 理 者	谷口 国彦	地域整備課長	竹本 英樹
	税 務 課 長	下石 裕美	経済産業課長	中島 毅彦
	地籍調査課長	矢部 広一		

会議の顛末  
本会議（12月15日）

議長（山根政彦）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員数は9人です。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1

議案第117号 令和5年度若桜町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第117号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第117号は原案のとおり可決されました。

日程第2

議案第118号 令和5年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第118号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第118号は原案のとおり可決されました。

日程第3

議案第119号 令和5年度若桜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第119号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第119号は原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第120号 令和5年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
（質疑なし）  
質疑なしと認めます。  
質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。  
（討論なし）  
討論なしと認めます。  
討論を終結します。  
議案第120号を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決することにご異議  
ありませんか。  
（異議なし）  
異議なしと認めます。  
したがって、議案第120号は原案のとおり  
可決されました。

#### 日程第5

議案第121号 令和5年度若桜町公共下  
水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題  
とします。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
（質疑なし）  
質疑なしと認めます。  
質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。  
（討論なし）  
討論なしと認めます。  
討論を終結します。  
議案第121号を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決することにご異議  
ありませんか。  
（異議なし）  
異議なしと認めます。  
したがって、議案第121号は原案のとおり  
可決されました。

#### 日程第6

議案第122号 若桜町簡易水道事業の設  
置等に関する条例の制定について、を議題と  
します。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
（質疑なし）  
質疑なしと認めます。  
質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。  
（討論なし）  
討論なしと認めます。  
討論を終結します。  
議案第122号を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決することにご異議  
ありませんか。

#### （異議なし）

異議なしと認めます。  
したがって、議案第122号は原案のとおり  
可決されました。

#### 日程第7

議案第123号 若桜町下水道事業の設置  
等に関する条例の制定について、を議題とし  
ます。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
（質疑なし）  
質疑なしと認めます。  
質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。  
（討論なし）  
討論なしと認めます。  
討論を終結します。  
議案第123号を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決することにご異議  
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第123号は原案のとおり可決されました。

日程第8

議案第124号 若桜町印鑑条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第124号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第124号は原案のとおり可決されました。

日程第9

議案第125号 若桜町税条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第125号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第125号は原案のとおり可決されました。

日程第10

議案第126号 若桜町国民健康保険税条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第126号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第126号は原案のとおり可決されました。

日程第11

議案第127号 若桜町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第127号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議  
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第127号は原案のとおり  
可決されました。

日程第12

議案第128号 若桜町簡易水道事業の設  
置等に関する条例及び若桜町下水道事業の設  
置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整  
備について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第128号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議  
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第128号は原案のとおり  
可決されました。

暫時休憩します。

(追加日程配布)

**議長 (山根政彦)**

休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。

ただいま、町長から議案第129号、議案

第130号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加  
日程第2として議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第129号、議案第13  
0号を日程に追加し、追加日程第1、追加日  
程第2として議題とすることに決定しました。  
追加日程第1

議案第129号 若桜町固定資産評価審査  
委員会の委員の選任について、を議題とし  
ます。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

**町長 (上川元張)**

それでは、ただいま議題となりました議案  
につきまして提案理由をご説明いたします。

議案第129号 若桜町固定資産評価審査  
委員会の委員の選任について、でございます  
が、次の者を、若桜町固定資産評価審査委員  
会委員に選任したいので、地方税法第423  
条第3項の規定により、本議会の同意をお願  
いするものでございます。

住所、八頭郡若桜町大字赤松〇〇番地〇、  
氏名、坂口光洋、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生  
まれ。

以上でございます。ご審議のほどよろしく  
お願いします。

**議長 (山根政彦)**

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第129号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第129号は原案のとおり同意されました。

追加日程第2

議案第130号 若桜町教育委員会の委員の任命について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

**町長（上川元張）**

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第130号 若桜町教育委員会の委員の任命について、でございますが、次の者を若桜町教育委員会委員に任命したいと思いますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、本議会の同意をお願いするものでございます。

住所、八頭郡若桜町大字中原〇〇番地、氏名、永原直子、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**議長（山根政彦）**

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第130号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第130号は原案のとおり同意されました。

日程第13

陳情第16号 若桜町公民館前駐車場の排水に関する陳情書を議題とします。

審査結果について委員長に報告を求めます。

総務産業教育民生常任委員会委員長、山本晴隆議員。

**総務産業教育民生常任委員長（山本晴隆）**

若桜町議会報告第24号 総務産業教育民生常任委員会審査報告。1、付託案件の名称、陳情第16号 若桜町公民館前駐車場の排水に関する陳情書。

2、審査の経過、令和5年12月12日の本会議において当委員会に付託された上記案件を審査するため、12月13日に委員会を開催し、慎重に審査を行ったので、主なる意見と結果を次のとおり報告します。

3、主なる意見、水路の管理は関係者で行われることを前提とします。

4、審査の結果、当委員会に付託された陳情第16号は、採択すべきものと決定しました。以上でございます。

**議長（山根政彦）**

ただいま委員長から報告がありました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は採択です。

陳情第16号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、陳情第16号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

#### 議員(中尾理明)

議長、動議。

#### 議長(山根政彦)

8番、中尾理明議員の発言を許します。

#### 議員(中尾理明)

今のガザの戦闘を1日も早く中止させるために、「政府にガザ戦闘中止と即時停戦に向けた行動を求める意見書」を提出します。

#### 議長(山根政彦)

暫時休憩します。

(議員提出議案 意見書(案)を配布)

#### 議長(山根政彦)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

ただいま、8番中尾理明議員から、「政府にガザ戦闘中止と即時停戦に向けた行動を求める意見書」が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第3として議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議あり)

異議ありとの声がありました。

この動議を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることについて採決します。

この採決は、起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに賛成の方は、起立願います。

(起立少数)

起立少数です。

したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることは否決されました。

日程第14

「閉会中の継続調査」について、を議題とします。

総務産業教育民生常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、「閉会中の継続調査」の申出があります。

お諮りします。

各委員会申出のとおり、「閉会中の継続調査」とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、各委員会から申出のとおり、「閉会中の継続調査」とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第8回若桜町議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

午前10時25分 閉会